○○地区コミュニティ「△△△△」規約（例）

第1章 総 則

（名称及び事務所）

第１条　本会は、○○地区コミュニティ「△△△△」（以下、「本会」という。）と称し、事務所を○○○○○○内に置く。

（目的）

第２条　本会は、○○地区の範囲（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

（事業）

第３条　本会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　地区の課題を解決し、活性化を図るための事業。

⑵　地区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。

⑶　会員相互の連携に関すること。

⑷　その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第２章 組 織

（会員）

第４条　本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

⑴　地区に居住する住民。

⑵　地区で活動する団体。

⑶　地区に住所を置く事業所。

⑷　その他会長が必要と認めるもの。

（組織）

第５条　本会の運営にあたり次の会議を設置する。

⑴　総会

⑵　役員会

⑶　部会

２　本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

（総会）

第６条　総会は、代議員により構成する。

２　総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

３　総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年１回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代議員の３分の１以上から請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

⑴　予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。

⑵　役員の選任・解任に関すること。

⑶　規約に関すること。

⑷　その他本会の重要な運営に関すること。

４　総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した１名と議長とともに署名押印する。

６　総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

（役員会）

第７条　役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

⑴　総会に付すべき事項

⑵　総会の議決した事項の執行に関する事項

⑶　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（部会）

第８条　本会に部会を置く。

２　部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

３　部会員は、会員から選任及び本会が公募した者をもって構成する。

４　部会長は、部会員の互選により選任する。

５　必要に応じ、部会に副部会長及び会計を置くことができる。副部会長及び会計は、部会構成員の互選により選任し、部会長が指名する。

６　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

７　会計は、部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

８　副部会長及び会計の任期は、役員の任期に準じる。

９　部会は、部会長が招集する。

10　部会は、次のとおりとする。

⑴　○○部会

⑵　○○部会

⑶　○○部会

⑷　○○部会

⑸　○○部会

（運営会議）

第９条　運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

２　運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

第３章 代議員

（代議員）

第10条　代議員は、区の代表者、各種団体から推薦のあった者及び公募により選任された者とする。

２　代議員の定数は、○○人以内とし、一定数の女性が参画できるよう努めるものとする。

（代議員の任務）

第11条　代議員は、総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

２　代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

（代議員の任期）

第12条　代議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　代議員は、再任されることができる。

第４章 役 員

（役員）

第13条　本会に次の役員を置く。

⑴　会長 １名

⑵　副会長 ○名

⑶　会計 １名

⑷　監事 ２名

⑸　部会長 各部会１名

２　会長、副会長及び会計は、部会長を兼務できる。

３　必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

（役員の選出）

第14条　役員は、総会において選出する。

（役員の任務）

第15条　役員の任務は、次のとおりとする。

⑴　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

⑵　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、（副会長が複数名置かれている場合は、会長があらかじめ指名した順序によって）その職務を代行する。

⑶　会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

⑷　監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

⑸　部会長は、担当部会の運営にあたる。

（役員の任期）

第16条　役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５章 財 務

（経費）

第17条　本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第18条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第６章 その他

（委任）

第19条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附　則

１　この規約は、令和○年○月○日から施行する。

２　本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立日から○年○月○日までとする。